

川越市柔道連盟 所属団体 各位

平成29年 6月26日

いつも川越市柔道連盟活動にご協力頂き誠にありがとうございます。
埼玉県柔道連盟より埼玉県柔道連盟昇段・昇級資格に関する内規の
変更についての通達が有りましたのでお知らせ致します。

宜しくお願い致します。

埼玉柔道連盟第 29-23 号
平成 29 年 6 月 15 日

副会長
理事長・副理事長
那市柔道連盟会長
中体連専門委員長
高体連専門委員長 様

埼玉県柔道連盟
会長 中島 政司
(公印省略)

埼玉県柔道連盟昇段資格に関する内規の変更について

1 講道館昇段資格に関する内規

[現行]

(1) 審議条件

この内規に示された最小年齢、修行年限、試合成績等は最低の基準を示したものであり、この基準に達しない者は審議の対象にならない。

(2) 最小年齢

昇段最小年齢は次の基準による。

初段 満 14 歳

[改正後]

当該年度内に満 14 歳に達する者であれば、受審できる。(中学 2 年生から)

※ 当該年度とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に達する年齢をいう。

2 埼玉県柔道連盟昇段資格に関する内規

[現行]

初段の受験資格

1 級合格者で、満 14 歳以上の者

[改正後]

1 級合格者で、当該年度に満 14 歳を満たす者

3 昇級審査について

3 級審査受験については、重大事故防止の観点から中学生以上とし、修行開始より 4 か月以上経過した者、ただし、小学生時の修行期間は含まない。